

一般社団法人日本脳卒中医療ケア従事者連合

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条

当法人は、一般社団法人日本脳卒中医療ケア従事者連合と称する。

(事務所)

第2条

当法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区に置く。

(目的)

第3条

当法人は、脳卒中患者に対する医療やケアに従事する様々な職種が連携し、脳卒中患者及び家族等に対する適切な支援を提供することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 脳卒中に対する医療ケアに従事する様々な職種の連携に関する事業
- 2 脳卒中に対する医療ケアに従事する人材の育成に関する事業
- 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条

当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条

当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第 7 条

社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第 8 条

社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第 9 条

社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議により当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条

前 2 条の場合のほか、社員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員が同意したとき。

(社員名簿)

第 11 条

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条

社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 社員の除名
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条

この法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条

社員総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事たる理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事たる理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条

社員総会の議長は、代表理事たる理事長がこれに当たる。

2 代表理事たる理事長が欠けたとき又は代表理事たる理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により代表理事たる副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条

社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き総社員の議決権の 3 分の 1 を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(決議・報告の省略)

第 19 条

理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 21 条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長は、一般社団法人法において定める代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長とし、副理事長は、一般法人法において定める代表理事とする。

(役員を選任)

第 22 条

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、再任を妨げない。

2 代表理事たる理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、再任を妨げない。

3 前項の他、理事会の決議により、理事のうち若干名を法人法上の業務執行理事に選定することが出来る。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 監事は、当法人またはその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、この法人を代表する。

3 副理事長は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条

監事は、理事の業務執行の状況とこの法人の財産の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条

役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 27 条

この法人は、理事及び監事に対して、社員総会の決議が定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(取引制限)

第 28 条

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条

当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事たる理事長及び副理事長並びに業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に招集する。

- 2 代表理事たる理事長が必要と認めたとき。
- 3 代表理事たる理事長が欠けたとき又は代表理事たる理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により代表理事たる副理事長が招集する。
- 4 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 5 第24条第2項の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 6 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条

理事会の議長は、代表理事たる理事長がこれに当たる。

2 代表理事たる理事長が欠けたとき又は代表理事たる理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により代表理事たる副理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第35条

理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款で定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の募集)

第36条

この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条

当法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事たる理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事たる理事長が次の書類を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において、第1号第2号については、定時社員総会にその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及(正味財産増減計算書の附属明細書)

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の配当禁止)

第 40 条

この法人は、剰余金の分配を行う事ができない。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 41 条

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条

当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すること其他法令で定められた事由により解散する。

(解散時残余財産の帰属)

第 43 条

この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 44 条

この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長及び委員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 45 条

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月末日までとする。

(設立時役員と主たる事務所)

第 46 条

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次の通りとする。

設立時理事 富永 悌二 宮本 享 小笠原 邦昭

設立時代表理事 宮本 享 富永 悌二

設立時監事 橋本 洋一郎

- 2 当法人の設立当初の役員の任期は、第25条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年開催予定の通常総会までとする。
- 3 当法人の設立時における主たる事務所の所在場所は次の通りとする。
主たる事務所 京都市左京区聖護院川原町 54